

は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第56条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下この章及び第74条において「指定介護予防訪問看護ステーション」という。） 次に掲げる従業者

ア 看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。）

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所 看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

(管理者)

第57条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(設備等)

第58条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションにその事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護ステーションには、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

3 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

4 前3項に規定する設備等の基準は、規則で定める。

(緊急時等の対応)

第59条 指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者は、利用者に指定介護予防訪問看護を提供している場合であってその者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡してその指示を求めるなどの必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条 指定介護予防訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 主治の医師による指示の文書

(2) 介護予防訪問看護計画

(3) 介護予防訪問看護報告書

(4) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第61条 第8条から第22条まで、第25条、第27条から第36条まで及び第47条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業、指定介護予防訪問看護事業者及び指定介護予防訪問看護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第56条第1項に規定する従業者」と、第8条及び第29条中「第25条」とあるのは「第61条において準用する第25条」と、第10条中「等を」とあるのは「利用申込者の病状等を」と、「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第62条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者がその有する能力を最大限に活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第63条 看護師その他の従業者の行う指定介護予防訪問看護は、第55条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会

議による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。

- (2) 看護師その他の従業者（准看護師を除く。以下この条において「看護師等」という。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防訪問看護計画を作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。
- (3) 看護師等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問看護計画を作成しなければならないこと。
- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行わなければならないこと。
- (6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (7) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行わなければならないこと。
- (8) 特殊な看護等については、行ってはならないこと。
- (9) 看護師等は、介護予防訪問看護計画に基づきサービスを提供している間、少なくとも1回以上、当該介護予防訪問看護計画の実施状況の把握を行わなければならないこと。
- (10) 看護師等は、前号の把握の結果も踏まえつつ、その訪問した日、提供したサービスの内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書を主治の医師に定期的に提出しなければならないこと。
- (11) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならないこと。
- (12) 看護師等は、第9号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画を主治の医師に提出しなければならないこと。
- (13) 第1号から第4号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問看護計画の変更について準用するものであること。
- (14) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所にあつては、第2号、第3号、第10号及び第12号の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができること。

（主治の医師との関係）

第64条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供しようとするときは、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供

に当たっては、主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所は、第2項の規定による主治の医師の文書による指示は、診療記録への記載をもって代えることができる。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 介護予防訪問リハビリテーション

（基本方針）

第65条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下この章において「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者）

第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この章において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（第72条において「理学療法士等」という。）を置かななければならない。

（設備等）

第67条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

（運営規程）

第68条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第25条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第69条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及

び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第70条 第8条から第20条まで、第22条、第27条から第30条まで、第32条から第36条まで及び第47条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第66条に規定する理学療法士等」と、第8条及び第29条中「第25条」とあるのは「第68条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第71条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第72条 理学療法士等が行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、第65条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 医師及び理学療法士等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。
- (3) 医師及び理学療法士等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。
- (4) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行わなければならないこと。

- (6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (7) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (8) 理学療法士等は、利用者ごとに、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならないこと。
- (9) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づきサービスを提供している間、少なくとも1回以上、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握を行わなければならないこと。
- (10) 医師又は理学療法士等は、前号の規定による把握の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (11) 医師又は理学療法士等は、第9号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行わなければならないこと。
- (12) 第1号から第4号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用するものであること。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 介護予防居宅療養管理指導

(基本方針)

第73条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(保健師、看護師及び准看護師をいう。次条及び第80条において同じ。)、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第74条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定める介護予防居宅療養管理指導従業者(指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者をいう。)を置かなければならない。

- (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
 - ア 医師又は歯科医師
 - イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士
- (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師
- (3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第56条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。)及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。)である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

(設備等)

第75条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、規則で定めるところにより、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているものとするとともに、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を有していなければならない。

(運営規程)

第76条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第25条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第77条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第78条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第22条、第27条から第30条まで、第32条から第36条まで及び第47条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業、指定介護予防居宅療養管理指導事業者及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第8条及び第29条中「第25条」とあるのは「第76条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第14条第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第79条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指

定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第80条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。

(2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。

(3) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。

(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。

2 薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。)又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。

(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。

3 看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。)の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わ

なければならない。

- (1) 介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。
- (3) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告しなければならないこと。

第7章 介護予防通所介護

第1節 介護予防通所介護

(基本方針)

第81条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下この章において「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、その心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。（従業者）

第82条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章及び第137条において「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者（第85条において「介護予防通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。）
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

2 前項各号に掲げる従業者の員数その他の基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

4 生活相談員又は介護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

(設備等)

第83条 指定介護予防通所介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室
- (3) 静養室
- (4) 相談室
- (5) 事務室
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- (7) その他指定介護予防通所介護の提供に必要な設備及び備品等

2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(運営規程)

第84条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第25条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防通所介護の利用定員
- (3) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) サービス利用に当たっての留意事項
- (5) 非常災害対策
- (6) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第85条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。

2 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第86条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第87条 指定介護予防通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第88条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第89条 指定介護予防通所介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 介護予防通所介護計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第90条 第6条、第8条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、

第23条、第29条から第36条まで及び第47条の規定は、指定介護予防通所介護の事業、指定介護予防通所介護事業者及び指定介護予防通所介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第82条第1項に規定する介護予防通所介護従業者」と、第8条及び第29条中「第25条」とあるのは「第84条」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第91条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、単に利用者の運動器の機能の向上、その栄養状態の改善、その口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするのではなく、その心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第92条 指定介護予防通所介護は、第81条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。

(2) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防通所介護計画を作成しなければならないこと。

(3) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

(4) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。

(5) 介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。

(6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(7) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(8) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、利用者に対し介護

予防通所介護計画に基づくサービスを提供したときは、1月に1回以上、当該利用者の状態、その者に対するサービスの提供状況等について、その者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(9) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、介護予防通所介護計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握を行うとともに、その結果を記録し、当該記録を前号の指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(10) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、前号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行わなければならないこと。

(11) 第1号から第4号までの規定は、前号の規定による介護予防通所介護計画の変更について準用するものであること。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意事項)

第93条 指定介護予防通所介護は、介護予防の効果を最大限にするという観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、規則で定める手続により把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めなければならないこと。

(2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器の機能の向上に係るサービス、栄養の改善に係るサービス又は口腔の機能の向上に係るサービスを提供するに当たっては、一般に有効性が確認されている適切なものとしなければならないこと。

(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱であることに十分に配慮し、利用者に危険を伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととともに、次条に定める安全管理体制等の確保を図ることなどを通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならないこと。

(安全管理体制等の確保)

第94条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては、事前に利用者の脈拍及び血圧を測定するなどその者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

第3節 基準該当介護予防通所介護

(定義)

第95条 この条例において「基準該当介護予防通所介護」とは、介護予防通所介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当介護予防サービスをいう。

2 この条例において「基準該当介護予防通所介護事業者」とは、基準該当介護予防通所介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当介護予防通所介護事業所」とは、基準該当介護予防通所介護の事業を行う事業所をいう。

(基準該当介護予防通所介護の事業の基準)

第96条 基準該当介護予防通所介護の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、前2節(第82条第4項及び第90条(第15条並びに第33条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第81条を除く。)中「指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業所」と、第81条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下この章において「指定介護予防通所介護」という。))」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第83条第1項第1号中「食堂」とあるのは「食事を行う場所」と、同項第2号中「機能訓練室」とあるのは「機能訓練を行う場所」と、同項第3号中「静養室」とあるのは「静養のための場所」と、同項第4号中「相談室」とあるのは「生活相談のための場所」と、同項第5号中「事務室」とあるのは「事務連絡のための場所」と、第90条中「第8条及び」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条及び」と、「第84条」とあるのは「第84条」と、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」とする。

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 介護予防通所リハビリテーション

(基本方針)

第97条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下この章において「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第98条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下この章において「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師又は准看護師をいう。)又は介護職員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 医師は、常勤でなければならない。

(設備等)

第99条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい

専用の部屋等

(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

(3) その他指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具

2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

3 第1項第1号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(管理者等の責務等)

第100条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションに従事する看護師のうちから選任した者に、その管理の代行をさせることができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第101条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第102条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 介護予防通所リハビリテーション計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第103条 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第29条、第30条、第32条から第36条まで及び第84条から第87条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業者及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者」とあるのは「第98条第1項に規定する従業者」と、第8条及び第29条中「第25条」とあるのは「第103条において読み替えて準用する第84条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第

84条第1号中「、第5号及び第6号」とあるのは「及び第5号」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第104条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、単に利用者の運動器の機能の向上、その栄養状態の改善、その口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするのではなく、その心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第105条 指定介護予防通所リハビリテーションは、第97条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 医師及び理学療法士その他の専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下この条において「医師等の従業者」という。）は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境も踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。
- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- (6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

(7) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(8) 医師等の従業者は、利用者に対し介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスを提供したときは、1月に1回以上、当該利用者の状態、その者に対するサービスの提供状況等について、その者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(9) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を行うとともに、その結果を記録し、当該記録を前号の指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(10) 医師等の従業者は、前号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行わなければならないこと。

(11) 第1号から第4号までの規定は、前号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用するものであること。

(準用)

第106条 第93条及び第94条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者について準用する。

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 指定介護予防短期入所生活介護

(基本方針)

第107条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第108条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者を置かななければならない。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 生活相談員、介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあつては、この限りでない。